

「医師少数スポット」の設定について

1 要旨等

- 「医師偏在指標」では、二次医療圏内（都市部と中山間地域）の地域間偏在は表面化しないことから、地域の実情に応じて、二次医療圏よりも小さい単位で“局所的に医師が少ない地域”を「医師少数スポット」として設定することができる。
- 設定した地域は、医師少数区域と同様の取扱いで、医師確保対策を実施する地域として、今回の計画に位置付けることになる。
- 第8次後期医師確保計画の策定にあたり、医師少数スポットの設定区域を見直し、へき地医療対策の対象区域の全域を医師少数スポットとして設定する。

【補足】計画策定ガイドライン

- ・原則として市町単位で設定し、へき地や離島等においては、必要に応じて市町よりも小さい地区単位の設定も可能である。
- ・無医地区があっても巡回診療が行われているなど、地域の医療ニーズに対して安定して医療が提供されている地域や、必要な数の医師を確保できている地域を設定することは適切ではない。
- ・無医地区・準無医地区に該当していない地域でも、継続的な医師の確保が困難である場合であって他の地域の医療機関へのアクセスが制限されている地域などについては、必要に応じて医師少数スポットとして設定することが適切である。

2 これまでの医師少数スポット設定の考え方

（1）第8次前期医師確保計画までの方針

これまでの医師確保計画までは、次のような方針に基づき、医師少数スポットを設定した。

- ・へき地医療対策の対象区域である中山間地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法及び離島振興法の適用地域）を前提とする。
- ・日常生活圏域又は離島を設定単位とする。
- ・医師の確保が特に必要である地域であり、かつ、医療提供体制を維持するための医療機関等が存在する地域である。

（2）課題

- ・へき地医療対策の対象区域である中山間地域は、県全体と比較して著しく医師数が少ない地域であるだけでなく、県内の無医地区の大半がこの区域内に存在している。（参考のとおり）
- ・現在は診療所の承継・開業支援事業など、公的医療機関のみならず、民間の診療所等への支援（重点医師偏在対策等）も行っているが、これまでの医師少数スポットの設定方針では、地域に拠点的な医療機関がないことにより支援対象区域から外れる事例も想定できる。

<参考>

	へき地医療対策の対象区域	広島県全体
人口10万人対従事医師数	223.3人（※全域過疎市町における医師数）	279.5人（全国：267.4人）
無医地区数	50地区	53地区

3 第8次後期医師確保計画における対象地域の設定方針

(1) 設定方針

へき地医療対策の対象区域である中山間地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法及び離島振興法の適用地域）の全域を医師少数スポットとして設定する。

(2) 設定（候補）一覧

圏 域	対象地域		
	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法		離島振興法 (※左記との重複を含む)
	全域過疎市町	一部過疎市町	
広島	安芸高田市／ 安芸太田町／ 北広島町		似島（広島市）
広島西		廿日市市（旧佐伯町、旧吉和村、旧宮島町）	阿多田島（大竹市）
呉	江田島市	呉市（旧音戸町、旧倉橋町、旧下蒲刈町、 旧蒲刈町、旧安浦町、旧川尻町、旧豊浜町、 旧豊町）	三角島、斎島、情島 （呉市）
広島中央	大崎上島町	東広島市（旧福富町、旧豊栄町、旧河内町）	大崎上島、生野島、 長島（大崎上島町）
尾三	世羅町	尾道市（旧因島市、旧瀬戸田町、旧御調町、 旧向島町）／三原市（旧大和町、旧久井町）	百島、細島（尾道市）／佐木島、 小佐木島（三原市）
福山・府中	府中市／ 神石高原町	福山市（旧内海町）	走島（福山市）
備北	三次市／ 庄原市		